

令和8年度ヘルスケア産業基盤高度化推進事業
(高齢者ウェルビーイングサービスにかかる
ビジネスモデル検証調査事業)

公 募 要 領

2026年5月

株式会社NTTデータ経営研究所

目 次

I. 背景と目的.....	1
1. 背景.....	1
2. 目的.....	2
3. 実施体制	2
II. 事業の内容.....	3
1. 実施事項	3
2. 募集テーマ.....	3
3. PHR の範囲.....	3
4. 求める提案内容.....	4
5. 実施主体	4
6. 審査項目	5
7. 委託金額および採択件数.....	6
8. 実施期間	6
9. 応募から事業終了までの主な流れ.....	6
III. 応募資格.....	7
1. コンソーシアムの定義.....	7
2. コンソーシアムの構成要件	7
3. コンソーシアムの構成員に関する資格要件.....	8
IV. 応募にあたっての留意事項.....	11
V. 応募手続き	12
1. 応募書類	12
2. 受付期間、応募書類の提出先.....	12
VI. 審査の方法.....	14
VII. 採択後の留意点と契約.....	15
1. 採択後の留意点.....	15
2. 委託契約の締結・委託費の支払い	15
3. 委託費の内容	16
4. 経費支出の注意.....	17
5. 知的財産権の報告.....	18
6. 採択コンソーシアム等の義務.....	19
VIII. 問い合わせ先	20
(別添) 様式1 公募申請書	
様式2 提案書	
様式3 事業収支計画書	

I. 背景と目的

1. 背景

経済産業省ヘルスケア産業課では、ヘルスケア領域における、産業界の取組の機運を高め、官民連携・イノベーション創出・社会実装の推進に取り組んでいます。

介護関連領域に関する取組については、令和4年度に実施した産業構造審議会経済産業新機軸部会において、経済産業省として働く家族介護者への支援を重点化する方向性を定め、地域における介護需要の多様な受け皿の整備（高齢者・介護関連サービスの振興等）や企業における仕事と介護の両立支援充実に向けた取組等の施策を講じています。

他方、データ利活用に関する施策については、政府全体として、平成29年よりデータヘルス改革やそれに続く医療DX政策において整備が進められている「全国医療情報プラットフォーム」を通じ、公的機関が保有する予防接種歴、乳幼児検診結果、特定健診結果、レセプト等の情報を、マイナポータルを介して個人に提供し、PHR（Personal Health Record）として利用できる環境を整えてきました。また、令和7年6月に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針（いわゆる「骨太の方針」）の中でも、医療・介護・こどもDXの推進において、PHRの活用を進めることとしています。このため、経済産業省でも、令和5年度より実証事業を通じて、国民が価値を感じられる新たなサービス（ユースケース）の創出に取り組んできました。

令和7年度には、介護予防や多職種連携領域でのPHR活用サービス創出に取り組んでおり、これらの領域においては、特に、PHRを活用することにより、本人や家族等が健康状態を客観的に把握し、健康状態に基づき利用者本人の課題・ニーズを踏まえた時間・場所の制約に縛られないサービスの提供に加え、本人を取り巻く専門職間の情報共有、早期検知・介入、業務効率化が可能となるといったメリットが期待されるものの、現場ではPHRサービス活用によるメリットへの理解不足や負担感といった課題から、サービス活用が進んでおらず、結果としてマネタイズにつながっていないのが現状です。これまでの高齢者・介護関連サービスは、リアルでのサービス提供が主でした。他方、ITリテラシーのハードル等があることから、リアルとデジタルを組み合わせることが有用であることは過年度事業により明らかとなっています。

そのため、介護予防・多職種連携領域におけるPHRを含むヘルスケアデータを活用し、年齢や健康状態にかかわらず広く高齢者の健康に資するサービス（以下「高齢者ウェルビーイングサービス」という。）の持続的にマネタイズ可能なサービス提供モデルを構築し、それらを普及させるべく、マネタイズを含むサービス提供にかかる課題の整理やボトルネックの特定をした上で、それらの解決につながる対応策を検討するとともに、フィールドの横展開につながる方策を検討することで、高齢者ウェルビーイングサービスの社会実装を目指すことが必要です。

2. 目的

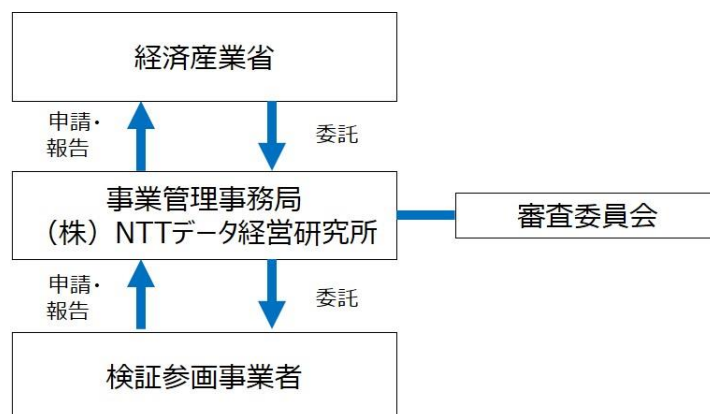
本事業では、介護予防（運動・食事・睡眠・社会参加）、仕事と介護の両立支援、多職種連携領域において、PHR（パーソナルヘルスレコード）を含むヘルスケアデータを活用した高齢者ウェルビーイングサービスのユースケース創出および社会実装に向けた方策の検討を目的とした支援事業を行います。本事業においてユースケースの有効性検証に加え、ビジネスモデルの検証、事業化に向けた検討、制度の在り方を含めた阻害要因・促進要因の分析を行う実証事業を支援することで、国としてもユースケースの事業性を検証し社会実装に向けた知見を整理します。

3. 実施体制

本事業は、株式会社NTTデータ経営研究所（以下「NTTデータ経営研究所」という。）が、高齢者ウェルビーイングサービスにかかるビジネスモデル検証調査事業を実施する事業者（以下「実証実施事業者」という。）に事業を委託します。

NTTデータ経営研究所は、「令和8年度ヘルスケア産業基盤高度化推進事業（高齢者ウェルビーイングサービスにかかるビジネスモデル検証調査事業）」について経済産業省より委託を受け、事業管理事務局として事業全体の運営を統括します。

NTTデータ経営研究所は実証実施事業者に対し、適宜、事業進捗状況や経費支出状況の報告を求め、事業の実施状況等をタイムリーに把握し、事業に対する指導、助言を行います。



II. 事業の内容

1. 実施事項

上記の背景および目的をふまえ、本事業では、以下を実施いただきます。

- ・ ユースケースの有効性検証
高齢者とステークホルダーのニーズに応えるユースケースの仮説検証
- ・ ビジネスモデルの可能性検証
ユースケースの社会実装に向けたビジネスモデル仮説や事業性の検証
- ・ 事業化に向けた検討
実証結果の分析を通じ、事業化に向けた課題と対策を整理
- ・ 阻害要因・促進要因の分析
ユースケースの社会実装・普及に向けた政策・制度・環境面等の阻害・促進要因の分析
- ・ 成果報告書の作成・公開
実証結果を踏まえ、ユースケースの事業性やポテンシャルをわかりやすく可視化

実証事業の推進・とりまとめにあたっては以下の点にご留意ください。

- ・ 提案する事業については、受託後に経済産業省およびNTT データ経営研究所と協議し、必要に応じて実証計画のブラッシュアップを行っていただきます。
- ・ 本事業終了後も引き続き各提案者が自立的に事業を継続することを念頭に、実証事業に主体的に取り組んでいただきます。
- ・ 進捗や結果等をNTT データ経営研究所に報告し、指導・助言に基づき進捗状況の改善や成果のとりまとめに取り組んでいただきます。

2. 募集テーマ

本事業では、以下の2類型に関するサービスの実証を募集します。

① 高齢者向け QOL 向上・介護予防関連サービス

(要件) PHR を活用して高齢者の運動・食事・睡眠等の日常生活や社会参加等を支援し、高齢者の健康維持、機能維持・改善、生活の質向上や介護者の負担減につなげるサービス

② 多職種連携サービス

(要件) PHR を活用して医療・介護・福祉等の多職種間での連携（情報共有、意思決定等）を支援し、業務効率化やケアの質向上につなげるサービス

3. PHR の範囲

本事業にて対象とするPHRは、「生涯にわたる個人の保健医療情報（健診（検診）情報、予防接種歴、薬剤情報、検査結果等診療関連情報及び個人が自ら日々測定するバイタル等）」を基本とし、本人の同意のもとで第三者に連携され、活用されるもの及びその可能性があるものを指します。

なお、マイナポータル連携は必須ではありません。

(想定されるデータ例)

- ・ バイタル・健康データ (活動量、心拍、呼吸、体温、睡眠、血圧、バランス等)
- ・ 食事・栄養データ (摂取カロリー、栄養、食事内容、水分摂取量等)
- ・ メンタルヘルスデータ (心の状態、ストレス、日照時間等)
- ・ 医療・健診データ (医療機関受診歴、処方薬、健診結果等)
- ・ ライフログデータ (服薬記録、活動記録、体調記録、位置情報等)
- ・ 専門職による記録データ (ケア記録、評価結果等) 等

4. 求める提案内容

以下の観点を踏まえた実証事業の提案を求めます。

なお、提案内容については採択後に責任をもって遂行いただくことを前提とし、実現性に乏しい提案や遂行が困難であると判明した場合には、採択の取り消しとなることがありますので十分にご留意ください。

- ・ ユースケース案
具体的なユースケース案、提供するサービス案、実証する範囲
高齢者およびステークホルダーのセグメント特性とニーズ仮説
PHR のデータ収集・流通・活用の設計
オペレーション設計
- ・ ビジネスモデル案
社会実装の際のステークホルダーと役割
費用負担者と支払い動機、費用体系の仮説
政策・市場・社会・技術の各外部環境の動向との整合性、各種制度活用のための工夫
- ・ 実証計画
実証を通じて明らかにしたい内容
調査・検証方法や評価指標・目標
リスクマネジメントの方策
実証実施体制
スケジュール
- ・ 提案者による社会実装に向けた方策
社会実装の際の体制・分担
事業終了後の結果の活用方策、展開方策
社会実装に向けたこれまでの活動・実績

5. 実施主体

本事業における実施主体は、PHR事業者又はPHRを活用したサービス提供事業者を代表事業者とする、コンソーシアムもしくは単独事業者とします。

また、本事業終了後、事業により得られた成果を効果的かつ効率的に活用できる機能等があり、自立的に事業を継続する計画を有する事業者等であることを求めます。

6. 審査項目

審査項目については以下の通りとします。

- ・ 想定するユースケースが、対象とする高齢者やステークホルダーのニーズに適合するか
 - 対象とする高齢者の状態像・ニーズが具体的かつ妥当か
 - ステークホルダーおよびそのニーズが具体的かつ妥当か
 - 想定するサービスは高齢者・ステークホルダーのニーズに適合するか
 - ① 高齢者向けQOL向上・介護予防関連サービス
PHRを活用して高齢者の運動・食事・睡眠等の日常生活や社会参加等を支援し、高齢者の健康維持、機能維持・改善、生活の質向上や介護者の負担減につながるか
 - ② 多職種連携サービス
PHRを活用して医療・介護・福祉等の多職種間での連携（情報共有、意思決定等）を支援し、業務効率化やケアの質向上につながるか
 - PHR等データの取得・流通・活用方法が妥当かつ有効であるか
 - ユースケースのオペレーション設計が実現可能か。ユーザーやステークホルダーが無理なく導入・利用・継続されるための工夫がなされているか
- ・ 想定するビジネスモデルは社会実装が期待できるか
 - 費用負担者および支払動機は妥当か
 - 費用負担設計に無理がないか
 - 継続的な利用・費用負担および横展開の可能性はあるか
 - 政策・市場・社会・技術の各外部環境の動向と整合した事業であるか
(高齢者本人や、ステークホルダーによる費用負担のみでは社会実装が困難なモデルについては、自治体の総合事業や保険者努力支援制度、診療報酬・介護報酬制度の活用や、活用のための工夫を盛り込んだ提案を期待する。)
- ・ 実証計画は具体的かつ妥当か
 - 実証を通じて明らかにしたい内容が明確かつ適切か
 - 実証方法や評価指標が明確かつ適切か
 - 用いるサービスの導入実績があるか
(ユースケース、ビジネスモデル、これらの社会実装に向けた検証を行う観点から、サービス自体は完成度の高いもの、実際に導入の実績があるものが望ましい)。
 - 適切なリスクマネジメントがなされているか
 - 実証実施体制は明確かつ実現可能か
 - スケジュールおよび支出計画は妥当か

- ・ 提案するサービスの社会実装に向けたコミットメントがあるか
 - 社会実装の際の事業主体及び関係者との役割分担が具体的か
 - 本事業を責任もって遂行して社会実装につなげる体制があるか
 - 事業終了後の結果の活用方針や展開方策が設計されているか。実証実施場所や特定の地域にとどまらないサービス提供が可能となるよう考慮されているか。
 - 社会実装に向けたこれまでの活動・実績に裏打ちされるか

7. 委託金額および採択件数

1件あたり	:	上限1,200万円(税込)
採択件数	:	① 高齢者向けQOL向上・介護予防関連サービス 4件程度 ② 多職種連携サービス 2件程度

委託金額は、消費税込みとします。具体的な金額および採択件数については、提案された事業内容と事業費を精査の上、最終決定しますので、実際の応募状況・事業内容によっては、金額及び件数には変動がありえます。

8. 実施期間

各実証実施事業者が実施する事業の実施期間は、単年度契約であり、委託契約締結日から2027年2月28日までとします。

9. 応募から事業終了までの主な流れ

応募から事業終了までの主な流れは、以下を予定しています。

2026年6～7月	:	事業公募、審査、ヒアリング
2026年8月中	:	採択決定、委託契約締結
2026年11月初旬	:	中間報告(11月からの実証開始を前提に状況報告いただきます)
2027年2月	:	最終報告会
2027年2月28日	:	実証事業完了、成果報告書提出
2027年3月上旬	:	実績報告書提出(委託業務に要した経費の報告) 確定検査、精算払請求書提出

※ 上記以外に経済産業省の主催するイベント等への参加を依頼する可能性があります。

Ⅲ. 応募資格

公募に応募資格をもつ事業者は、自社でPHRの管理・活用が可能なサービスを提供するPHR事業者、又は、PHR事業者やその他事業者と連携することでPHRを活用したサービスを自社で提供する事業者とし、業種（医療、介護、福祉、食事、運動、睡眠等に関連する食品メーカー、小売り、飲食店、フィットネス、住宅、寝具メーカー、家電メーカー、IoTセンサー開発事業者等）は問いません。一事業者のみで応募も可能ですが、複数の事業者や自治体・研究機関等と共に参画する際は、応募資格を持つ事業者をコンソーシアムの代表事業者とするコンソーシアムを組んでください。具体的なコンソーシアムの要件は1.以降を参照してください。その際、NTTデータ経営研究所との契約締結の主体になることができ、かつ、契約期間終了後の一括精算に耐え得ることを条件とします。

応募する者は、「Ⅱ 4. 審査項目」に基づく提案書を、「Ⅴ 3. 受付期間」に定める期間までに、NTTデータ経営研究所に提出してください。なお、提案書については、経済産業省とNTTデータ経営研究所で協議の上、本事業の受託者として、社会通念上、不適切な組織または事業運営能力が不十分な組織と判断した場合は、無効とします。また、その判断を行う上で必要と考えられる場合には、提案書を提出した事業者に対して追加資料の提出を求めることがあり得ることに留意してください。

単独事業者による応募に際しては、以下で示された3. (1) 代表事業者の該当部分が応募資格となります。

1. コンソーシアムの定義

本事業の「コンソーシアム」とは、複数の民間事業者・自治体・研究機関等が連携・協働する実施体制で、応募資格を持つ事業者であるコンソーシアムの代表者（以下「代表事業者」という。）、及び、代表事業者と当該事業に係る契約を結ぶ者（以下「参加事業者」という。）の全体を指します。

2. コンソーシアムの構成要件

コンソーシアムは、以下の要件を満たす必要があります。

- ① コンソーシアムは、後述の「3. コンソーシアムの構成員に関する資格要件」に定義する代表事業者および参加事業者によって構成されるものとし、事業等に必要な知見やノウハウ等を有する者を含む必要があります。
- ② コンソーシアムは、ひとつの組織体として位置付けます。したがって、NTTデータ経営研究所からの連絡、指示、問い合わせ等への対応は、総括事業代表者、又はその任を受けた者が担当し、その責任を持っていただきます。また、総括事業代表者、もしくはその任を受けた者は、自らの責任において当該対応内容についてコンソーシアム構成員と共有してください。
- ③ コンソーシアムには、総括事業代表者（プロジェクトリーダー）、副総括事業代表者（サブリーダー）、事務管理責任者を置く必要があります。

3. コンソーシアムの構成員に関する資格要件

(1) 代表事業者（コンソーシアムを組まない場合は応募事業者）

代表事業者は、自ら事業を実施するとともに、当該事業の運営管理、参加事業者相互の調整、知的所有権を含む財産管理等の事業管理を行う母体としての組織です。

代表事業者は、以下の要件を満たすことが必要とします。なお、事業実施期間の途中でも、以下の要件を満たさなくなった場合、採択の決定の全部もしくは一部を取り消し、または変更することがありますので留意してください。

(資格要件)

- (i) 日本国内に拠点を有していること。
- (ii) 法人格を有する団体（株式会社、有限会社、NPO（特定非営利法人）等）又は有限責任事業組合（LLP）であり、地方公共団体や、法人格を有しない任意団体等ではないこと。
- (iii) 自らPHRの管理・活用が可能なサービスを提供するPHR事業者、又はPHR事業者やその他事業者と連携することでPHRを活用したサービスを自ら提供する事業者であること
- (iv) 代表事業者としての業務を遂行するに十分な管理能力があり、そのための人員等の体制が整備されていること（複数名の業務従事者を配置できること）。
- (v) 当該事業を実施できる財政的健全性を有していること。
- (vi) 実証事業に係る支出は事業終了後一括精算となるため、事業実施期間中に発生する経費（参加事業者への委託費の支払いを含む）を受領前に立替払いすることが可能であること。
- (vii) 採択決定後のコンソーシアムの経理実務（参加事業者への委託金額に係る確定検査の実施を含む）について、責任を持って管理できること。

(2) 参加事業者

参加事業者は、コンソーシアム構成員として、代表事業者の管理下において、事業等の一部を実施します。また、代表事業者との委託契約における受託者として、契約責任を有します。

参加事業者は、委託契約の完了からコンソーシアム事業期間の終了までの期間に、代表事業者によって支出額と支出内容について確定検査を受けます。

参加事業者は、以下の要件を満たすことが必要です。なお、事業実施期間の途中でも、以下の要件を満たさなくなった場合、代表事業者に対して委託契約の取り消しを要請することがありますので留意してください。

(資格要件)

- (i) 法人格を有する民間事業者、地方自治体、又は団体であり、法人格を有しない任意団体等（ただし、有限責任事業組合（LLP）を除く）ではないこと。
- (ii) 代表事業者との委託契約を締結できること。

(iii) 当該事業に取り組む実施体制を有していること。

(3) 協力団体

コンソーシアム構成員としての参画や代表事業者との委託契約締結はしないものの、事業活動へのアドバイス等により、コンソーシアムを外部から支援する団体は、「協力団体」として位置付けてください。

(4) 総括事業代表者(プロジェクトリーダー)・副総括事業代表者(サブリーダー)

コンソーシアムを組む場合、総括事業代表者は委託事業の実施計画、実施および成果を管理する者で、代表事業者に所属する者とします。

副総括事業代表者は、総括事業代表者を補佐し、必要に応じて、その代理を務める者で、代表事業者または参加事業者に所属する者とし、総括事業代表者不在時の連絡窓口等を担うこととします。

総括事業代表者および副総括事業代表者は、以下の要件を満たすことが必要です。なお、事業実施期間の途中であっても、以下の要件を満たさなくなった場合は、交代を求めるなど必要な措置を要請することがあります。

(資格要件)

- (i) 所属する法人を代表し、責任を持って本事業を遂行できること。
- (ii) 当該事業に関して高い見識と管理能力を有し、実施計画の企画立案とその実施等について管理を行うことができる能力を有していること。
- (iii) 当該事業のために必要かつ十分な時間が確保できること。
- (iv) NTTデータ経営研究所からの連絡、指示、問い合わせ等に対して、速やかに自ら対応・回答できること。
- (v) コンソーシアムを組む場合、コンソーシアム構成員に対して、NTTデータ経営研究所からの連絡事項を周知徹底できること。

(5) 事務管理責任者

事務管理責任者は、事業等の契約、経費管理および手続きを管理する者で、代表事業者に所属する者とします。

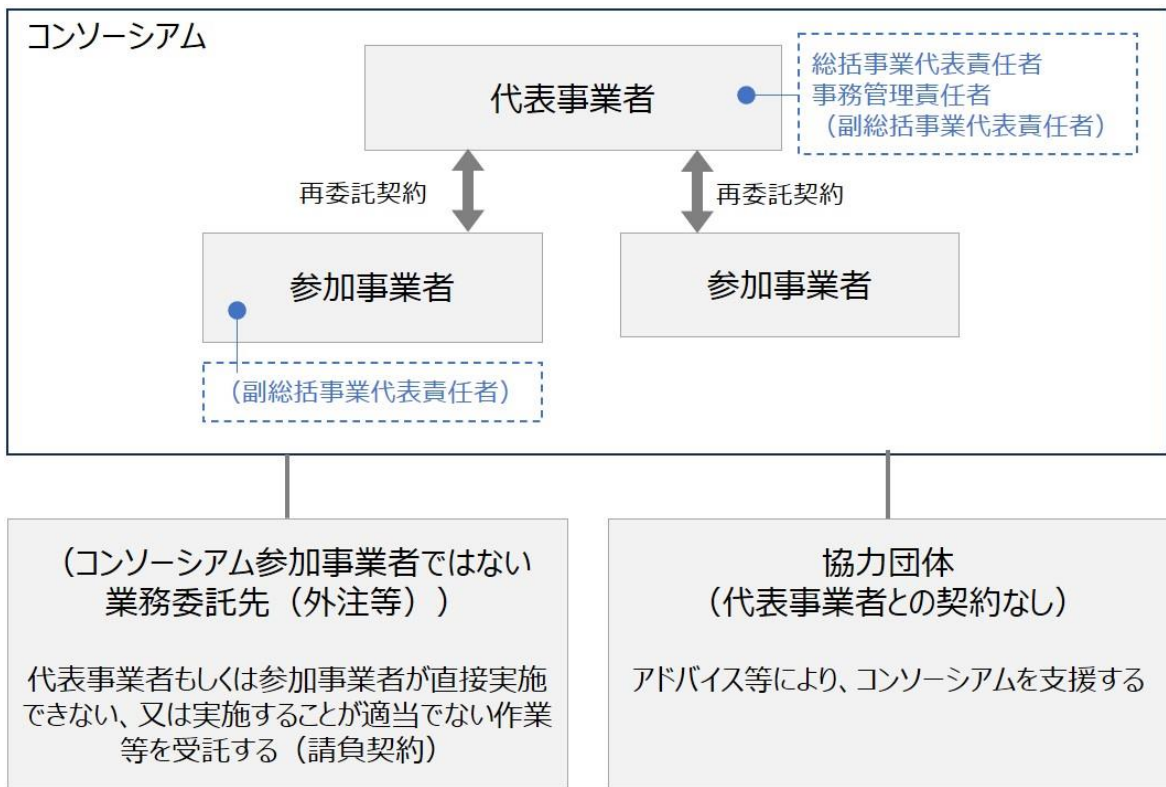
事務管理責任者は、以下の要件を満たすことが必要です。なお、事業実施期間の途中でも、以下の要件を満たさなくなった場合は、交代を求めるなど必要な措置を要請することがあります。

(資格要件)

- (i) 当該事業に関して高い管理能力を有し、実施事業の経理を含めた事務管理を行うことができる能力を有していること。

- (ii) 当該事業のために必要かつ十分な時間が確保できること。
- (iii) NTTデータ経営研究所からの連絡、指示、問い合わせ等に対して速やかに自ら対応、回答できること。

コンソーシアムの代表事業者・参加事業者、並びに協力団体の関係



IV. 応募にあたっての留意事項

(1) 重複応募・重複事業参画について

同一の事業内容で、既に経済産業省又は他省庁等の令和8年度の補助事業等による採択を受けている場合、又は採択が決定している場合は応募できません。

また、経済産業省又は他省庁等に係る類似性の高い事業を実施中又は予定している場合について、提案事業との役割分担や仕分けが応募書類に明確に記載されていない場合は、採択の対象から除外します。なお、委託契約締結後に判明した場合には、委託契約を取り消すことがあります。

また、同一者が代表事業者として複数件申請することはできません。同一者が参加事業者として複数の事業に参画することは差し支えありませんが、その場合には個々の委託事業等の実施に支障が出ないように留意してください。

(2) 不適正経理に伴う応募資格の停止

コンソーシアムの代表事業者、および参加事業者が、経済産業省所管補助金交付等の停止および契約に係る指名停止等措置要領（平成15・01・29会課第1号）別表第一号又は第二号第一欄に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合は、応募できません。

(3) 情報管理及び秘密保持

実証実施事業者は、委託事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、委託事業の目的又は提供された目的以外に利用できません。

なお、情報のうち実証実施事業者その他の第三者の秘密情報（実証実施事業者が取得した研究成果、事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されません。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいできません。

V. 応募手続き

1. 応募書類

応募にあたり提出の必要な書類は、下記のとおりです。

応募書類の様式は、NTTデータ経営研究所のウェブサイト

(<https://www.nttdata-strategy.com/initiative/phr-wb/>) からダウンロードできますので、必ずご利用ください。

また、「2. 受付期間、応募書類の提出先」も併せて確認の上、不備のないようにご応募ください。

- 公募申請書（様式1）（Microsoft Word ファイル）
- 提案書（様式2）（Microsoft Powerpoint ファイル）
- 支出計画（様式3）（Microsoft Excel ファイル）
- 代表事業者の直近3年分の財務諸表のコピー（PDF ファイル）
- 提案書（様式2）と支出計画（様式3）を一括PDF化した文書

（留意事項）

- ・ 公募要領に示した要件の全てに応えること。
- ・ 提案書（様式2）は、HPよりダウンロードできる所定フォーマットを使って作成すること。
- ・ 提案書（様式2）、支出計画（様式3）については、PDF形式に加え、機械判読可能な形式のファイルも提出すること。

2. 受付期間、応募書類の提出先

応募書類の受付期間および提出先は下記のとおりです。

受付期間：公募開始 2026年 6月11日（木）

公募締切 2026年 7月9日（木）12:00必着

提出先：<https://www.nttdata-strategy.com/initiative/phr-wb/>

株式会社NTTデータ経営研究所

「令和8年度ヘルスケア産業基盤高度化推進事業（高齢者ウェルビーイングサービスにかかるビジネスモデル検証調査事業）」公募係

（留意事項）

- ・ 締切を経過して到着した申請は、いかなる理由があろうとも無効となります。
- ・ 提出するファイルにはパスワードは設定しないでください。

- ・ 応募書類に不備がある場合は、審査対象となりません。
- ・ 応募後の書類等の変更、差し替えは認められません。
- ・ 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また選定の正否を問わず、企画提案書の作成費用及び審査委員会出席の旅費は支給されません。
- ・ 提案書に記載する内容については、事業の基本方針となります。なお採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、採択を取り消すことがあります。
- ・ 提出された応募書類は事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。
- ・ 公募締め切り後、内容について確認等の連絡を行う場合があります。

VI. 審査の方法

採択される検証参画事業者は、第三者の有識者等で構成される審査委員会において選定のうえ、決定します。

(審査方法)

- ・ 第三者による審査委員会において、書類をもとに提案内容の審査を行います。
- ・ 必要に応じてヒアリングなどによる審査を行う場合があります。
 - ヒアリングの対象となった事業者・団体については、NTTデータ経営研究所より直接連絡いたします。
 - ヒアリングでは、オンライン形式による質疑応答にて審査を実施します。
 - ヒアリングでは、事業内容・事業規模・事業費等の変更の可能性をお尋ねすることもあります。
- ・ 採否の結果は当該事業者・団体にNTTデータ経営研究所より電子メールあるいは電話等にて通知いたします。また、採択団体は、NTTデータ経営研究所ウェブサイト上において公表いたします。

(留意事項)

- ・ 審査委員、審査内容等は非公開です。審査結果に関する問い合わせには応じかねますのでご了承ください。
- ・ 審査の都合上、応募後に提案内容に関する追加資料の提出を求めることがあります。

<採択結果公表先>

NTTデータ経営研究所ウェブサイト

<https://www.nttdata-strategy.com/initiative/phr-wb/>

VII. 採択後の留意点と契約

1. 採択後の留意点

本事業に採択された場合の留意点については、採択が決定した後、採択コンソーシアム等に説明を行うものですが、あらかじめ次の点に留意ください。

- ・ 採択決定は、応募時に提案された全ての内容の実施、及び提案金額を保証するものではありません。審査委員会における評価・コメント、経済産業省からの依頼事項等を踏まえ、採択決定後に事業実施計画書を作成していただき、実施計画書に記載された内容を実施していただくこととなります。
- ・ 各採択コンソーシアム等は事業実施期間中、NTTデータ経営研究所の求めに応じて、事業の進捗や成果等の状況について報告を行います。また、NTTデータ経営研究所の指示に従い会計等の管理を行うとともに、必要に応じ、NTTデータ経営研究所が進捗や成果等の状況確認のために現地に赴く場合にご対応いただきます。
- ・ 各採択コンソーシアム等は、委託業務の成果を取りまとめた成果報告書を提出いただきます。
- ・ 各採択コンソーシアム等は、実施した委託業務の概要および委託業務に要した経費を取りまとめた実績報告書を、契約期間終了後速やかに提出していただきます。
- ・ 経費計上においては、契約時および事業完了時に証拠書類を提出・提示していただきます。

2. 委託契約の締結・委託費の支払い

- ・ 採択後、契約条件・内容の交渉を経て、条件・内容に合意できた事業者から、NTTデータ経営研究所と速やかに委託契約を締結することとします。
- ・ 委託費とは、本来、国が自ら行うべき事務・事業等を、その執行の適宜性、効率性等に鑑みて、他の機関又は特定の者（コンソーシアムを組む場合はコンソーシアム）に委託して行わせる場合に、その反対給付として支出する経費をいいます。PHRデータを使用した新たなユースケースに係る実証を行う上で生じた経費の負担を想定しています。委託費は、当該委託契約における事業計画に係る用途以外に使用することはできないことに留意してください。
- ・ 採択案件として決定後に、契約金額について経費ごとの積算、見積、根拠資料等を審査し、必要と認められた経費のみが実際の契約金額となります。したがって、実際の契約の際の契約金額は、必ずしも提案金額とは一致しないことに留意してください。
- ・ 委託事業期間中及び委託事業期間後において、委託金額の適切な確定にあたり、NTTデータ経営研究所が中間検査（委託事業期間中）、確定検査（委託事業期間後）を実施します。原則として、中間検査及び確定検査の期日までに委託対象経費や帳簿類の確認ができない場合については、当該経費は委託対象外となること、支払うべき金額は契約額以下になること（事業期間終了後の確定検査において、契約額以上の支出があっても、契約額以下でしか支払わない）に留意してください。

- ・ 確定検査にあたっては、委託費の対象とする経費にかかる帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して整理することが必要になります。委託対象物件や帳簿、証拠書類の確認ができない場合については、当該物件等に係る金額は委託費の対象外となるため、留意してください。
- ・ 委託費については、実績報告書の提出を受け、確定検査を経て、支払うべき額を確定した後の精算払いとなります。したがって、それまでの間は事業者における立替払いとなる（期間中の暫定払いは認めていない）ことに留意してください。
- ・ 委託事業期間終了後、会計検査院が実地検査に入り得ることに留意してください。
 - 委託費の対象とする経費に係る帳簿及び証拠書類は、委託事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、国の要求があった時は、いつでも閲覧に供せるよう保存してください。
- ・ 委託事業上の不正行為、不正使用等については、「研究活動の不正行為への対応に関する指針¹」（平成19年12月26日経済産業省制定）及び「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針²」（平成20年12月3日経済産業省制定）に沿って対応することとします。また、たとえ、採択事業者として公表後又は委託契約締結後であっても、虚偽の申請であったことが判明した場合や、上記指針等に照らして不正があったことが判明した場合等は、採択や委託契約を取り消す場合があることに留意してください。
- ・ 委託契約締結後のコンソーシアム等内部の経理実務については、代表事業者が責任を持って管理していただきます。（特に参加事業者と締結する委託契約の実施に関しては、経済産業省大臣官房会計課「委託事業事務処理マニュアル」（令和3年1月）と同等の経理処理が行われるように代表事業者が責任を持って管理していただきます。）当該マニュアルについては経済産業省ウェブサイト上の「事務処理マニュアル」のページからダウンロードできます。
 経済産業省ウェブサイト
 お知らせ＞調達・予算執行＞事務処理マニュアル
http://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/jimusyori_manual.html

3. 委託費の内容

- ・ コンソーシアム代表事業者や参加事業者の利益相当分を委託費に含めて計上することは認められません。また、自社製品を本事業のために調達した場合には、自社の利益相当分を排除した原価相当額のみを委託費に計上することとなります。
- ・ 代表事業者は、人件費、事業費、参加事業者に対する再委託費、一般管理費を計上できます。
- ・ 参加事業者は、代表事業者からの再委託費の内訳として、自団体の人件費、事業費、一般管理費を計上できます。

¹ [研究活動の不正行為への対応に関する指針](#)

² [150115shishin-fuseishiyou.pdf](#)

- ・ 計上可能な経費項目については、経済産業省大臣官房会計課「委託事業事務処理マニュアル」をご参照ください。

4. 経費支出の注意

上記3. の経費について特に注意が必要なものは以下のとおりです。

(1) 人件費

- ・ 時間単価の算出は、経済産業省大臣官房会計課「委託事業事務処理マニュアル」（令和3年1月）のP.9～13に記載されているいずれかの手法（健保等級単価計算、実績単価計算、コスト実績単価計算、受託単価計算）によってください。
- ・ 無報酬の役員や職員については、人件費は計上できません。
- ・ 他の法人等から受け入れている出向者については、自団体で負担している出向給与負担分のみを計上できます。
- ・ 委託事業における役割が補助的業務（アルバイト等）である職員については、「補助員人件費」に計上してください。

(2) 旅費

- ・ 本事業では、委員・講師等の招へい旅費、職員等の出張旅費等を想定しています。
- ・ 社用車や職員の自家用車、常時借り受けているレンタカー等、委託事業での用途のみに限定することが困難な自動車の使用に係る経費は、原則として計上できません。
- ・ 採択後の中間報告会、ならびに成果報告会（いずれも実施場所は東京都内を予定）にかかる計2回の往復交通費を計上することができます。

(3) 謝金

- ・ コンソーシアム代表事業者及び参加事業者等に所属する内部有識者への謝金支払いは原則として認められません（所属団体において人件費として計上してください）。

(4) 消耗品費

- ・ 委託事業の用途のみで購入・使用されたことを事後に客観的に確認できるものに限り、計上することができます。
- ・ 委託事業のみでの使用を特定することが困難な物品や、他用途への転用が容易な物品は、原則として計上することができません。自社事業等との切り分けが困難な経費については、自己負担としてください。（例：プリンターの用紙やインク、文具類、事務処理用のパソコン等）

(5) 外注費

- ・ 原則として、複数候補の価格比較（見積り合せ）による業者選定が必要です。外注先への発注前に、経済産業省及びNTTデータ経営研究所が発注仕様書の内容を確認します。
- ・ 外注費と再委託費（参加事業者に対する委託費用）の合計額は、委託費総額の5割未満としてください。

(6) その他諸経費

- ・ 通信回線設置の初期費用等は計上できません。また、委託事業のために使用したことが特定できる経費のみ計上できます。
- ・ コンソーシアム代表事業者及び参加事業者に所属する内部有識者の著作物・書籍等の購入費用は原則として認められません。

(7) 消費税

- ・ 委託契約締結の際に課税事業者、免税事業者のどちらに該当するか確認させていただきますのでご了承ください。代表事業者だけでなく、参加事業者についても同様に確認させていただきます。

(8) 有料サービス提供における人件費・事業費等

- ・ 本委託事業において設計・開発されたサービスを、事業期間中に有料にて利用者に提供開始し、その収益を代表事業者又は参加事業者の売上高として計上する場合は、その期間のサービス提供に係る費用については委託費用に計上できません。
- ・ 有料でのサービス提供に係る費用は本委託事業経費の対象外となりますが、サービス提供における収支、利用者数等の結果については、報告をしていただきます。
- ・ 有料サービス提供前のサービス設計・開発やそれに付随する検討作業、有料サービス提供に先立つトライアルサービスの実施（無料提供）、有料サービスに関する利用者アンケート調査の実施等のために必要となる費用（人件費・事業費等）については、本委託事業費の範囲内となります。

5. 知的財産権の報告

本委託事業を実施することにより特許権等の知的財産権が発生した場合、その知的財産権の帰属先は、契約書に定められた関連条項を遵守していただくことを条件に、代表事業者とすることができます。また、代表事業者と参加事業者との再委託に係る知的所有権の帰属先も、同様の条件により参加事業者とすることができます。詳細については、契約書（案）をご参照ください。

<参考>知的財産権を代表事業者に帰属させるための条件（一部）

- ① 本委託事業に係る発明等を行った場合には、遅滞なく、その旨を NTT データ経営研究所を通じて国に報告すること。
- ② 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で委託事業の成果に係る知的財産権を実施する権利を NTT データ経営研究所を通じて国に許諾すること。
- ③ 当該知的財産権を相当期間活用しておらず、かつ、正当な理由が認められない場合に、国が特に必要があるとして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者へ許諾すること。

6. 採択コンソーシアム等の義務

- (1) 採択コンソーシアム等は、委託事業の経費についての帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して経理し、委託事業の完了日の属する年度の終了後5年間、NTTデータ経営研究所から要求があったときにいつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければなりません。
- (2) 委託事業の実施状況調査等のために必要と認めるときは、NTTデータ経営研究所は採択コンソーシアム等に報告を求め、又はNTTデータ経営研究所の社員が委託事業に関する帳簿等の調査を行います。採択コンソーシアム等はこの調査に協力しなければなりません。
- (3) NTTデータ経営研究所は、採択コンソーシアム等が委託契約の条項に違反したと認められる場合には、契約を解除することができます。解除をした場合において、既に委託金の支払いが生じている場合には、その全部又は一部を、期限を定めて返還させることができます。
- (4) 採択コンソーシアム等は、実施期間終了後、本事業により得られた成果の普及に努めるものとします。

VIII. 問い合わせ先

本公募要領に関する問い合わせは、電子メールにてお願いいたします。

公募に関する Q&A を随時下記ウェブサイトに掲載する予定ですので、あわせてご参照ください。

なお、問い合わせ締切りは、2026年7月8日（水） 17：00 といたします。

<問い合わせ先>

株式会社 NTTデータ経営研究所

令和8年度ヘルスケア産業基盤高度化推進事業

（高齢者ウェルビーイングサービスにかかるビジネスモデル検証調査事業）

公募係

【E-mail】 PHR-wb@nttdata-strategy.com

* 応募、問い合わせにあたっての個人情報の取扱については、

下記NTTデータ経営研究所のウェブサイトをご参照ください。

* 随時、公募に関するQ&Aを下記ウェブサイトに掲載する予定です。

<https://www.nttdata-strategy.com/initiative/phr-wb/>

以上